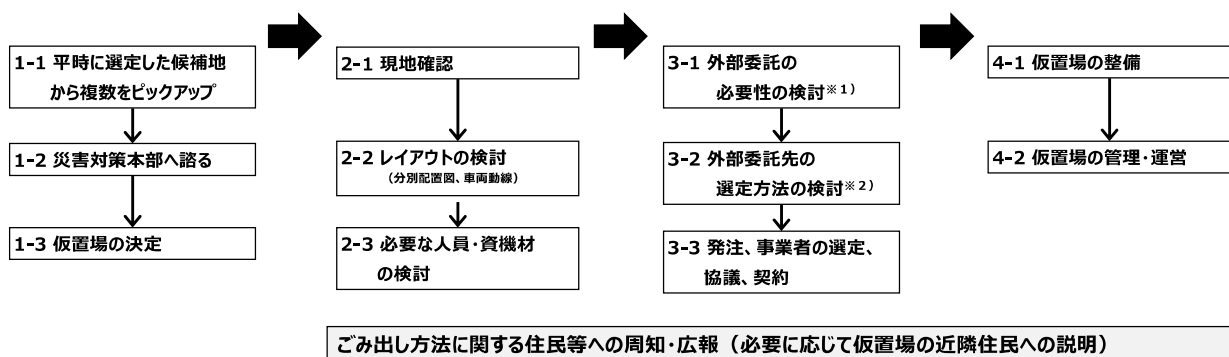


仮置場の整備、管理・運営に係る概略手順と書類の例

仮置場の整備やその管理・運営は、平時のごみ処理に係る行政事務では取り扱いが無いため、廃棄物部局の職員にとって不明な点が多く、準備・対応に苦慮することが想定される。仮置場の整備や管理・運営の経験のない市町村が発災後、迅速かつ円滑に仮置場の整備や管理・運営を行えるよう、過去の災害事例を参考にその概略手順を図1に整理した。また、仮置場の整備や管理・運営のそれぞれを外部委託する場合の書類の一部について過去の災害における事例を表1及び表2に示す。外部委託に必要な書類は、各自治体により異なり、表に示すものの他に約款などを必要とする自治体もあるのでそれぞれの自治体における必要書類を確認する必要がある。

なお、本資料は発災後の対応に絞って掲載したが、適正かつ迅速な仮置場の整備やその管理・運営に向けては、平時より仮置場候補地の選定や、外部委託の活用も考慮し民間事業者団体等との協定の締結を検討するなど、事前の備えが重要である。



✓ 計画立案は平時から検討を行っておくことが必要である。

図1 仮置場の整備、管理・運営に係る手順の概略

※1) 外部委託の必要性の検討

- 仮置場の整備や管理・運営に必要となる人員・資機材は、特に大規模災害の場合は被災市町村だけで必要数を準備したり、長期間配置することは難しいため、過去の災害では外部委託した事例が多い。

※2) 外部委託先の選定方法の検討

- 仮置場の開設は発災後、迅速に行う必要があるため、仮置場の整備や管理・運営は、災害支援協定を締結している民間事業者団体等へ委託するケースが多い。
- 民間事業者団体等への委託の事例として、仮置場の整備は建設事業者団体等、仮置場の管理や災害廃棄物の処理・処分は産業廃棄物処理事業者団体等と契約した事例がある。

【緊急時における外部委託先との契約方法】

外部委託先との契約に関して、過去の災害では随意契約となった事例が多い。しかし、この場合も、仕様書の作成、積算をしっかりとっておくこと及び金額の根拠、妥当性に関する資料を整備する必要がある。また、随意契約は発災直後の緊急的な対処、事業者選定が逼迫している状況の事例と考える必要がある。

表 1 事例 1 における仮置場の整備の外部委託に係る書類

No.	書類	概要
1	一般仕様書	・ 業務委託に係る基本情報を記すもの。
2	業務委託特記仕様書	・ 業務委託名称、業務委託場所、委託期間、業務対象施設、設備、業務内容や施工条件、施工要領、安全対策等の業務固有の内容を定めたり、詳細な仕様を記すもの。
3	業務委託契約書	・ 仮置場の整備に係る発注者と受注者間の契約書。

※過去の災害における外部委託に係る書類の一部である。必要な書類は、各自治体により異なるためそれぞれの自治体における必要書類を確認する必要がある。

表2 事例2における仮置場の管理・運営の外部委託に係る書類

No.	書類	概要
1	業務委託仕様書	・ 業務委託名称、業務委託場所、委託期間、業務内容等の業務固有の内容を定めたり、詳細な仕様を記すもの。
2	委託設計書	・ 業務従事者や重機・車両、重機回送費、その他機材費の数量を記すもの。
3	業務委託契約書	・ 仮置場の管理・運営に係る発注者と受注者間の契約書。業務単価一覧表も含まれている。

※過去の災害における外部委託に係る書類の一部である。必要な書類は、各自治体により異なるためそれぞれの自治体における必要書類を確認する必要がある。

一 般 仕 様 書

(業務委託)

〇〇市〇〇〇〇局〇〇〇〇課

————— 目 次 —————

	ページ
第 1 章 一般共通事項	
第 1 条 ———— 適 用	1
第 2 条 ———— 施 行	1
第 3 条 ———— 官公庁その他への手続き	1
第 4 条 ———— 準拠法令	1
第 5 条 ———— 現場代理人および主任技術者	1
第 6 条 ———— 使用機材	1
第 7 条 ———— 使用材料	1
第 8 条 ———— 安全対策	2
第 9 条 ———— 作業時間の遵守	2
第10条 ———— 報告の義務	2
第11条 ———— 立会い	2
第12条 ———— 提出書類	2 ~ 3
第13条 ———— 補足業務	3
第14条 ———— 補 償	3
第15条 ———— 一括下請けの禁止	3
第16条 ———— その他	3

第1章 一般共通事項

(適用)

第1条 本仕様書は、〇〇〇〇局〇〇〇〇課の行う業務委託に適用する。なお、本仕様書に明記されていない事項については、本市係員（以下「係員」という。）の指示及び判断とする。

(施行)

第2条 本業務委託は、係員の指示に従い設計書及び仕様書に基づき誠実に履行しなければならない。

(官公庁その他への手続き)

第3条 本業務委託に必要な手続きは遅滞なく行い、その費用は本業務委託に含む。

(準拠法令)

第4条 本業務委託の施行にあたり、下記の関係法令及び規格、指針に準拠して行う。

1. 関係国内法令

- | | | |
|-------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| (1) 電気事業法 | (14) 消防法 | (27) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| (2) 電気事業法施行令 | (15) 消防法施行令 | (28) 労働安全衛生法 |
| (3) 電気事業法施行規則 | (16) 危険物の規則に
関する政令 | (29) 労働安全衛生法施行令 |
| (4) 電気関係報告規則 | (17) 火災予防条例 | (30) 労働安全衛生規則 |
| (5) 電気保安規程 | (18) 建築基準法 | (31) 機械など検定規則 |
| (6) 電気設備に関する技術
基準を定める省令 | (19) 騒音規制法 | (32) 電気機械器具防爆
構造規格 |
| (7) 電気設備に関する技術
基準の細目を定める告示 | (20) 振動防止法 | (33) 建設業法 |
| (8) 電気供給規定 | (21) 大気汚染防止法 | (34) 建設業法施行令 |
| (9) 電気用品取締法 | (22) 有線電気通信法 | (35) 建設業法施行規則 |
| (10) 電気用品取締法施行令 | (23) 公衆電気通信法 | (36) その他、関連する法令
及び諸規則 |
| (12) 電気工事士法施行令 | (24) 電波法 | |
| (13) 電気通信事業法 | (25) 水質汚濁防止法 | |
| | (26) 悪臭防止法 | |

2. 国内規格等

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| (1) 日本工業規格(JIS) | (10) 日本計量機器工業連合会規格(JMIF) |
| (2) 日本電機工業規格(JEM) | (11) 日本蓄電池工業会規格(SBA) |
| (3) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) | (12) 日本電気計測器工業会規格(JEMIF) |
| (4) 日本電気協会電気技術規程(JEAC) | (13) 日本電線工業会(JCS) |
| (5) 日本電気協会電気技術指針(JEAG) | (14) 電気学会技術報告 |
| (6) 日本電設工業協会技術指針(JECA) | (15) 日本電機工業会技術資料(JEM-F) |
| (7) 日本電子振興工業振興協会規格(JEIDA) | (16) 電気協同研究会技術報告 |
| (8) 産業安全研究所技術指針 | |
| (9) 社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家発電設備の認定規格 | |

(現場代理人および主任技術者)

第5条 受託者は現場代理人並びに現場における施行の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者を定め書面をもってその氏名を通知しなければならない。

2 受託者は現場代理人及び主任技術者を現場に常駐させ現場の取締り及び施行に関する一切の事項を熟知したうえで施行すると共に技術上の管理を行う。

なお、現場代理人は主任技術者を兼ねることができる。

(使用機材)

第6条 本業務委託の施行及び試験並びに測定に必要な機材は、受託者が準備する。

(使用材料)

第7条 受託者の調達する材料は、すべて係員の指定するものとし、係員の検査を受けて合格した物を使用する。

(安全対策)

第8条 本業務委託の施行に際しては、労働安全衛生法等を遵守し、作業員全員にこれを徹底することはもとより、作業に適した服装および装備を整える。

2 点検作業区域には、必要に応じて危険防止のため所定の標識を設置する等の安全対策を施し、事故防止に努めなければならない。

(作業時間の遵守)

第9条 作業時間は原則として下記の規程による。ただし、下記によりがたい場合は事前に係員と協議の上、承諾を得ること。

(1) 平日――8：30～17：00

(2) 土曜 日――8：30～17：00

(3) 日曜・祝日――休業日とする。

(報告の義務)

第10条 受託者は作業の進捗状況や点検方法について係員に報告し、必要な場合は協議の上指示を受ける。

(立会い)

第11条 本業務委託の作業は原則として、係員の立会いにより実施する。

2 工場持ち帰り施行するものについては、係員の指示した工程ごとに工場にて検査する。

(提出書類)

第12条 係員と協議し下記のうち、必要な書類を取揃え提出する。

No.	書 類 名 称	提出部数		提 出 先
		作業前	作業後	
(1)	業務委託契約書	2	—	係 員
(2)	施工計画書 ・ 全体工程表 ・ 施工要領書 ・ 現場代理人及び主任技術者選任届 ・ 点検チェックシート (随時) ・ 試験測定記録書, 仮設計画書 ・ 作業組織表 ・ 緊急連絡組織表 ・ 安全対策組織表	—	—	係 員
(3)	実施工程表	—	—	係 員
(4)	承諾図, 施工図 その他, 係員の指示するもの	—	—	係 員
(5)	完成図書 (内 容) ・ 姿図, 竣工図, 展開図 ・ 試験成績表, 試験基準値表 ・ 官公庁関係届出書 ・ 点検結果および考察 (随時) ・ 各種保証書 ・ 取扱説明書	—	—	係 員

(6)	写真帳 ・ 施行前, 施行完了に分類し工程毎に説明をしたもの ・ サービスサイズ、カラーとする	—	1	係 員
(7)	作業日報 (作業内容, 人工数等)	—	—	係 員
(8)	業務委託完了届, 請求書	—	1	係 員
(9)	その他, 係員の指示するもの	随 時	随 時	係 員

2 (2)の施工計画書は, 契約後係員と打合せの後, 速やかに提出する。

3 (5)の完成図書はA4サイズとし, 目次とインデックス用紙を付け収めたものとする。(追記を参照)

4 (6)の写真帳は対象種別, 施行要領, 使用機器, 材料, 不良箇所等の状況が判別できるものとし, その内容を記述する。

5 (7)の作業日報は, 作業日及び工程毎に作業人数を記載し提出する。

(補足業務)

第13条 点検により発見された異常箇所の状況, 原因に関する調査, 究明及び現場で可能な範囲での作業は本業務委託の範囲内とする。また, 委託者より交換部品及び材料を支給された場合の軽微な作業は協議の上, 施行する。

(補償)

第14条 作業に伴い万一誤って場内の構造物や機器を損傷した場合, 直ちに係員に連絡し指示を受けて速やかに修復し, 係員の検査を受ける。

2 契約期間内において点検対象設備に不具合や異常が生じ, その原因の究明及調査が必要となった場合, 受託者は本業務委託の範囲内として実施する。また, その結果, 原因が点検作業に起因していると判明した場合は受託者の負担により原因の除去, 修復を行う。

(一括下請けの禁止)

第15条 本業務委託の全部又は大部分を第三者に請け負わせてはならない。

2 本業務委託の一部を第三者に請け負わせる場合は, 施工計画書等書面にその内容を明記し, 事前に係員の承諾を得る。ただし, 下記のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 特記仕様書で明記するもの

(2) 専門業者の技術によらざるを得ない場合で, 全体の施行監理に支障とならないもの

(3) その他, 特別な理由により相当と認められるもの

(その他)

第16条 現場説明等で説明のあった事項も, 本仕様書に含む。

2 仕様書の内容について疑義が生じた場合は, 委託者の解釈による。

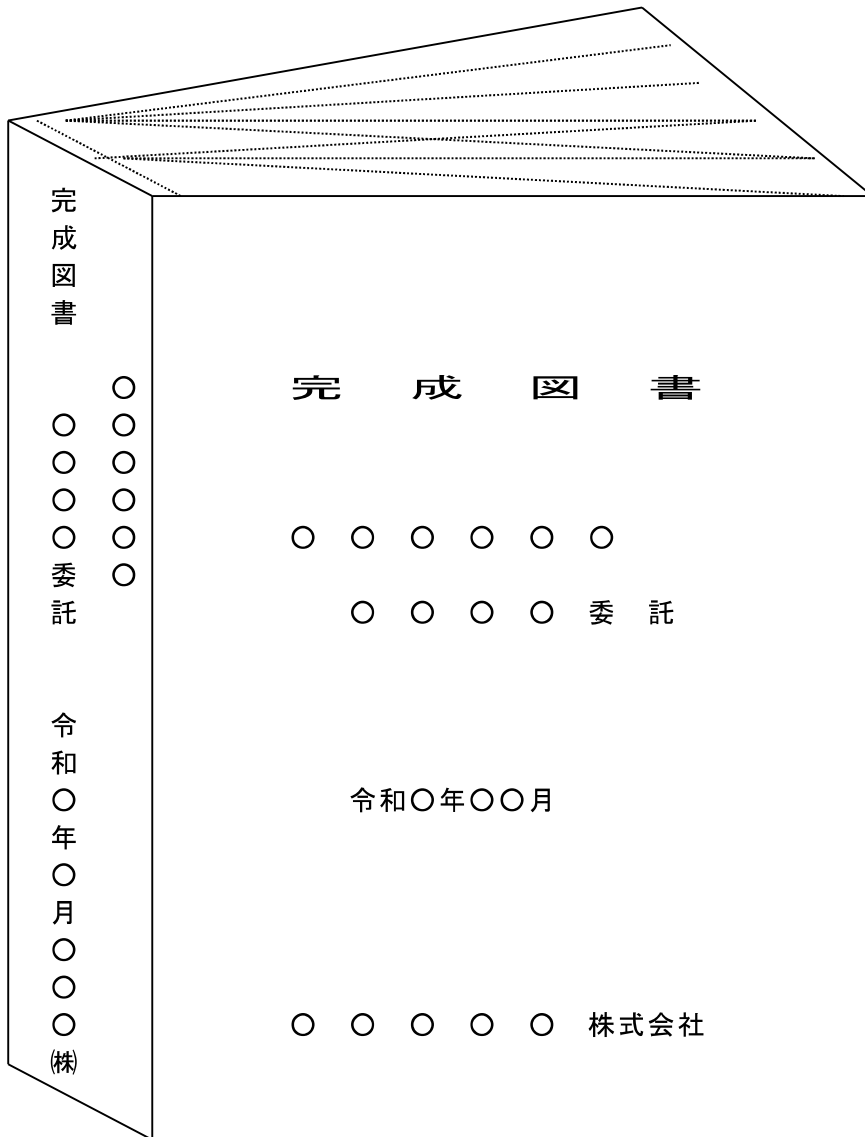
3 本業務委託を行う上で免許, 資格等が必要な作業に付いては, 有資格者が行う。

4 本業務委託において場内の電気, 水道を使用する場合は, 下記のとおりとする。

(1) 電気については, 場内のコンセントより貸与する。ただし, 高速型15mAの漏電遮断器を設置する。

(2) 水道については, 場内の蛇口より貸与する。

5 本業務委託後に検査ができない箇所等については, 事前に係員の間接検査を受けなければならない。



〇〇〇〇広場場内整備業務委託

特 記 仕 様 書

(業務委託)

〇〇市〇〇〇〇局〇〇〇〇課

目 次

	ページ
第 1 条―――委託概要	1
第 2 条―――業務委託名称	1
第 3 条―――業務委託場所	1
第 4 条―――委託期間	1
第 5 条―――業務対象施設, 設備	1
第 6 条―――業務内容	1
第 7 条―――施行条件	1
第 8 条―――施行要領	1
第 9 条―――安全対策	1

(委託概要)

第1条 本業務委託は、〇〇〇〇広場の災害廃棄物仮置き場としての場内整備を行う。

(業務委託名称)

第2条 本業務委託の業務委託名称は次のとおりとする。

「〇〇〇〇広場場内整備業務委託」

(業務委託場所)

第3条 本業務委託の業務委託場所は次のとおりとする。

「〇〇市〇〇〇〇地内」

(委託期間)

第4条 本業務委託の委託期間は次のとおりとする。

「契約日より令和〇〇年 〇月 〇〇日まで」

(業務対象施設, 設備)

第5条 本業務委託の対象施設, 設備は, 次のとおりとする。

(1) 〇〇〇〇広場場内整備一式。

(業務内容)

第6条 対象施設, 設備の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 大型車両が搬出入できるように出入口整備を行う。
- (2) 場内の植栽の一部を撤去する。
- (3) 場内を有効に利用できるように障害物・高低差を解消する。

(施行条件)

第7条 業務実施にあたり施行条件は次のとおりとする。

- (1) 業務実施は委託期間内の平日の時間内に行う。
平日 8時30分から17時まで
- (2) 通行人等の安全を確保するよう努める。

(施行要領)

第8条 業務実施にあたり施行要領は次のとおりとする。

- (1) 施行前に作業内容を確認し、确实かつ安全に施行できるよう検討し、近隣へも騒音粉じん等に配慮すること。
- (2) 施工前・中・後の出来型写真を撮影し、適切に管理すること。

(安全対策)

第9条 業務実施にあたり安全対策は次のとおりとする。

- (1) 作業員の安全を確保するとともに、通行人等の安全を確保する。
- (2) 業務実施にあたっては関連施設の運転に支障なきよう留意する。

以上、安全を確保し業務を行う。

数量表

項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
1. 受入重機費用		1	式		〇〇〇〇〇	内訳1
2. 人件費		1	式		〇〇〇〇〇	内訳2
3. 運搬費等		1	式		〇〇〇〇〇	内訳3
4. 資材費等		1	式		〇〇〇〇〇	内訳4
直接工事費					〇〇〇〇〇	
諸経費（直接工事費の15%以内）					〇〇〇〇〇	
消費税額及び地方消費税額					〇〇〇〇〇	
工事費計					〇〇〇〇〇	

受入重機費用

内訳 1

項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
BH0.7フォーク		〇〇	台	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	OP込み
BH0.45フォーク		〇〇	日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	OP込み
BH0.25フォーク		〇〇	日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	OP込み
ホイールローダー	3.0m3	〇〇	日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	OP込み
3 t ダンプ	雑用	〇〇	日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	OPは他と兼用
10 t ダンプ	18m3	〇〇	日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	OP込み
深ダンプ	30m3	〇〇	日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	OP込み
深ダンプ	40m3	〇〇	日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	OP込み
8 t アームロール	18m3	〇〇	日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	OP込み
散水車	4 t	〇〇	日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	消火対応型
マスティコ0.7用		〇〇	日	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	畳切断用アタッチメント
合計					〇〇〇〇〇〇	

人件費

内訳 2

項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
作業員・誘導員		〇〇	人	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
世話役		〇〇	人	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
合計					〇〇〇〇〇〇	

運搬費等

内訳 3

項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
組立解体費	磁選機他	1	式	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	運転指導含む
重機回送費		1	式	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	仮置場までの往復分
M&J4000回送費	〇〇~〇〇	〇	回	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	
合計					〇〇〇〇〇〇	

資材費等（1 / 2）

内訳 4

項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
現場事務所	4坪×4	○	ヶ月	○○○○○	○○○○○○	
設置費用		1	式	○○○○○	○○○○○○	
撤去費用		1	式	○○○○○	○○○○○○	
作業員控え室		○	ヶ月	○○○○○	○○○○○○	
破砕機移設費用	MJ4000、磁選機	1	式	○○○○○	○○○○○○	25 t ラフター込み
コンプレッサー		○	日	○○○○○	○○○○○○	○台、重機類エアクリナー清掃用
敷鉄板リース費	5×10×22mm	○	ヶ月	○○○○○	○○○○○○	○枚
敷鉄板設置費用		○	回	○○○○○	○○○○○○	25 t ラフター込み
敷鉄板移設費用		○	回	○○○○○	○○○○○○	25 t ラフター込み
敷鉄板撤去費用		○	回	○○○○○	○○○○○○	25 t ラフター込み
ガス抜き管材料	200φ×4m	1	式	○○○○○	○○○○○○	
ガス抜き管加工費用	3m、1m切断	1	式	○○○○○	○○○○○○	
ガス抜き管運搬費用	4 tトラック	○	回	○○○○○	○○○○○○	○○から○○

資材費等（2 / 2）

内訳 4

項目	規格	数量	単位	単価	金額	備考
現場仕切り立米ブロック		○	個	○○○○○	○○○○○○	
ブロック運搬、設置費用		○	台	○○○○○	○○○○○○	
品目表示看板等		1	式	○○○○○	○○○○○○	
消火器		○	個	○○○○○	○○○○○○	
防塵マスク		○	個	○○○○○	○○○○○○	交換フィルター含
保護メガネ		○	個	○○○○○	○○○○○○	
反射ベスト		○	枚	○○○○○	○○○○○○	
踏み抜き防止版（靴底）		○	個	○○○○○	○○○○○○	
その他安全管理資材		1	式	○○○○○	○○○○○○	
現場巡視用連絡車リース費		○	月	○○○○○	○○○○○○	○台・○ヶ月リース（燃料含）
作業員交通費		○	月	○○○○○	○○○○○○	通勤車○台・○ヶ月リース（燃料含）
作業員宿泊費		○	室	○○○○○	○○○○○○	○室・○ヶ月（インフラ他込）
出来形管理（写真管理）		1	式	○○○○○	○○○○○○	
環境管理（温度管理）		○	ヶ月	○○○○○	○○○○○○	
合計					○○○○○○	

業 務 委 託 契 約 書

委 託 業 務 名	〇〇〇〇広場場内整備業務委託									
履 行 期 間	着 手		令和 〇〇 年		〇 月		〇〇 日			
	完 成		令和 〇〇 年		〇 月		〇〇 日			
委 託 料 (うち消費税相当額)			¥	百万			千			円
			¥							
契 約 保 証 金	〇〇市財務規則第〇〇〇条第〇号により全額免除									

上記の委託業務について、〇〇市（以下「発注者」という。）と、株式会社
 (以下「受注者」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、委託者、受託者双方記名押印のうえ各自
 その1通を保有する

令和〇〇年 月 日

委託者 〇〇市 〇〇 〇〇番地

〇〇 市

〇〇市長 〇〇 〇〇

受託者 〇〇市

株式会社 〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の委託契約に関し、この契約の定めるところにより、別紙仕様書に基づき、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。

(委託料の支払い)

第2条 受注者は、発注者が第8条の規定による検査又は確認の結果適正と認めたときは、この契約に基づく委託料を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第3条 受注者は、この契約締結と同時に頭書記載の契約保証金を発注者に納付しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めたときは、この限りでない。

2 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を受注者の請求により遅滞なく受注者に返還するものとする。

(損害賠償)

第4条 委託業務の実施について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 受注者は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第5条 受注者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、受注者に損害が生じても発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により、委託業務を継続できる見込みがないと発注者が認めるとき。

(2) 第8条の規定による検査又は確認の執行を妨げたとき、又は偽りその他不正行為があったとき。

(3) その他、契約条項に違反したとき。

2 受注者は、前項の契約解除により発注者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。

(履行の遅延)

第7条 発注者は、受注者が正当な理由なく、委託期間内に委託業務を履行することができない場合において、履行期限後に履行する見込みがあると認めたときは、発注者は受注者から遅延料を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延料の額は、遅延日数1日につき、契約金額の1,000分の2に相当する額とする。

(検査又は確認)

第8条 受注者は、委託業務を完了したときは、委託業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の完了届を受領したときは、その日から10日以内にその業務について検査又は確認し、必要と認めたときは、手直しを命じることができる。この場合において、受注者はすみやかに手直しを行い、再検査を受けなければならない。この場合の経費は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第9条 委託業務の実施中において受注者の受けた損害については、発注者はいかなる責めも負わない。ただし、発注者の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第11条 受注者はこの契約の履行について委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(疑義の取扱い)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、発注者受注者協議して決定する。

〇〇市災害廃棄物仮置場管理運営業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関係法令に従い、災害廃棄物仮置場（以下、「仮置場」という。）の管理運営を実施することによって、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

1) 業務の履行場所

No.	仮置場名称	所在地	特記事項
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

2) 業務の実施条件

実施期間：

業務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

業務休止日：委託者が業務を休止する相当の理由があると認めた日

3) 業務内容

統括責任者を配置し、業務の総合的な把握及び円滑な実施に努めること。

(1) 仮置場の管理

- ・仮置場毎に現場管理者を配置し、仮置場の管理に努めること。
- ・別表 1 「災害廃棄物受入区分」に従い、災害廃棄物を集積するための受入区画を整備し、管理すること。
- ・円滑な災害廃棄物の搬入及び搬出の実施のため、仮置場内に設置している表示看板や案内看板類を管理するとともに、適宜、設置個所等を見直すこと。
- ・業務時間中に仮置場と委託者が常に連絡が取れる設備及び体制を確保すること。

(2) 災害廃棄物の搬入受入

- ・搬入受入日は月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日の週 6 日間とする。搬入受入時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとすること。
- ・ただし、搬入状況に応じて受入日、受入時間については委託者、受託者協議の上逐次対応することとする。
- ・仮置場の出入口、通路が交差する箇所等に適時交通誘導員又は作業員を配置し、車両、重機等の誘導等を実施し、出入口を含め場内外の安全を図ること。
- ・仮置場出入口に配置された交通誘導員は搬入車両の災害廃棄物を確認し、場内に配置された作業員は災害廃棄物の受入区画へ搬入車両を誘導すること。
- ・別表 1 「災害廃棄物受入区分表」に記載がない災害廃棄物が搬入されたときは、仮置場で受け入れず、委託者が指定する通常の排出方法を案内すること。
- ・土のう袋等により内容物が確認できない状態で搬入されたときは、破袋のうえ受入れが可能な災害廃棄物であることを確認すること

(3) 仮置場の運営

- ・周辺環境に配慮し、散水等により廃棄物の飛散、粉じんの発生を抑える措置を講じ

ること。

- ・災害廃棄物が各受入区画内に収まるようにするため、重機等を使用し、集積整理作業を実施すること。なお、可燃性廃棄物、木くず等の集積に当たっては、高さ5m（畳については2m）以上積上げないようにすること。

(4) 災害廃棄物の搬出

- ・仮置場の出入口、通路が交差する箇所等に交通誘導員又は作業員を配置し、車両、重機等の誘導等を行い、出入口を含め場内外の安全を図ること。
- ・スレートは破損しないように搬出すること。

(5) 業務従事者、重機等の配置

- ・(1) から(4) の業務に使用する業務従事者、重機、車両等は、別表2「業務従事者、重機、車両等一覧表」のとおり。なお、数量に関しては、委託者と協議をし、その承認後に配置すること。
- ・災害廃棄物の搬入量の大幅な変動等により、(1) から(4) の業務に使用する業務従事者、重機、車両等の数量の変更が必要となったとき、又は見込まれるときは、速やかに委託者と協議し、その承認後に数量を変更すること。

(6) 業務従事者の安全管理

- ・安全対策のため、業務従事者には、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグル、安全靴、長袖の作業服等を着用させること。

(7) 災害廃棄物の種類及び数量（想定量）

- ・災害廃棄物の搬入想定量は下記のとおり

No.	種類	数量(トン)
1	可燃化合物	〇〇 トン
2	不燃化合物	〇〇 トン
3	木くず	〇〇 トン
4	コンクリートがら	〇〇 トン
5	金属くず	〇〇 トン
6	その他	〇〇 トン
	合計	〇〇〇 トン

3 業務の再委託

- (1) 受託者は速やかに、管理運営協力先を決定し、再委託承認申請書（様式8）を提出し、委託者の承諾を得て分別、積み込み等を再委託するものとする。その際に、再委託先の一覧表を受託者任意書式で委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7の6に規定する再委託に係る基準を遵守するとともに、災害廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再委託を受ける者に対する必要かつ適切な監督を実施すること。

4 業務報告等

- (1) 速やかに緊急連絡先を含む安全管理体制図（様式5）を作成し、提出すること。変更があった場合も速やかに変更を反映したものを提出すること。
- (2) 業務に係る業務従事者、重機、車両等の稼働状況及び災害廃棄物の処理状況を記載した作業日報（様式1）を作成し、作業日ごとに報告すること。なお、日報は業務休止日を除き毎日作成し保存すること。
- (3) 業務ごとに業務従事者、重機、車両等の稼働状況を確認することができる写真を撮影のうえ管理し、月ごとに報告すること。
- (4) 業務完了報告書の様式は委託者と協議のうえ決定すること。
- (5) 提出書類は、○○○○市○○課 に提出すること。
- (6) 必要に応じて、委託業務の実施状況や関係書類等について随時問合せ、又は関係書類等进行检查し報告を求めため、誠実に対応すること。
- (7) 事故など緊急事態が発生した際には、直ちに委託者へ連絡すること。また、作業中の事故等について、軽微なものであっても、速やかに委託者に報告するとともに報告書を作成し、提出すること。
- (8) 受託者は、契約が完了したときは、業務完了届出書（様式7）により、その旨を委託者に提出すること。その他委託業務に必要な書類は、6 提出書類のとおりとし、所定の期日までに提出すること。なお、提出期日が休止日である場合は、翌日を期日とする。

5 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法及びその他関係法令の規定を遵守し、環境に十分配慮すること。
- (2) 受託者は、業務に従事する従業者に関する労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。
- (3) 受託者は、本業務実施に関して、故意はもちろんのこと、不注意による機械及び器具の操作ミス、法令違反で発生した事故等については、受託者の責任において、誠意を持って委託者または第三者へすべての補償を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたっては、安全かつ適切に実施すること。
- (5) 受託者は、別途委託者が発注する災害廃棄物収集運搬関連業務の収集運搬者、処理業者に対し、協力するとともに、委託者、受託者双方ともに仮置場の災害廃棄物の搬入情報（貯留状況）について逐一連絡を取り合い、情報共有に努めること。
- (6) 受託者は、委託者と日程調整をし、本業務が円滑に遂行できるようにすること。本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者、受託者協議のうえ、決定する。

6 提出書類

- | | |
|-------------------|-------------|
| (1) 作業日報（様式1） | 1部（作業日ごと） |
| (2) 搬入搬出管理表（様式2） | 1部（翌月5日まで） |
| (3) 稼働状況管理表（様式3） | 1部（翌月5日まで） |
| (4) 廃棄物温度管理表（様式4） | 1部（翌月5日まで） |
| (5) 安全管理体制図（様式5） | 1部（契約後速やかに） |
| (6) 月例報告書（様式6） | 1部（翌月5日までに） |
| (7) 業務完了届出書（様式7） | 1部（業務完了後） |
| (8) 再委託承諾申請書（様式8） | 1部（適宜） |
| (9) 再委託先一覧表（任意書式） | 1部（適宜） |
| (10) その他必要な書類 | |

災害廃棄物受入区分表

No	災害廃棄物の種類	災害廃棄物の例示
1	木くず	木くず、木製家具
2	可燃ごみ、混合物	プラスチック類、布団
3	畳	畳
4	金属くず	金属製トタン、イス、一斗缶、缶類、物置
5	家電リサイクル法対象4品目	家電リサイクル対象品目 ①テレビ②冷蔵庫・冷凍庫③エアコン（室外機含む） ④洗濯機・衣類乾燥機
6	家電リサイクル法対象外品目	業務用冷凍庫、業務用冷蔵庫など
7	危険物、ボード類	危険物、石膏ボード、スレート
8	タイヤ	タイヤ全般（ホイール付き含む）
9	土砂混じりがれき	がれき全般
10	コンクリート、ブロック、その他不燃	コンクリート類全般、セトモノ類全般

業務従事者・重機・車両等一覧表

項目	主な業務、使用目的
1 人員	
・統括責任者	業務の全体管理、委託者との連絡調整
・重機オペレーター	重機等の運転
・運転手	車両等の運転
・分別作業員	災害廃棄物の分別
・交通誘導員	車両、重機等の誘導
2 車両・資機材	
・バックホウ	災害廃棄物の搬入搬出、管理等
・深ボテダンプ（アムロール車含）	災害廃棄物の搬出
・土砂ダンプ	災害廃棄物の搬出
・散水車	災害廃棄物、通路等からの粉じん等の飛散防止
・鉄板	重機・車両通行用
・発電機	作業場電力確保
・移動式破碎機	災害廃棄物の破碎
3 管理設備	
・仮設事務所	適切な作業環境整備確保
・仮設トイレ	適切な作業環境整備確保
・倉庫	適切な作業環境整備確保
・門扉	適切な作業環境整備確保

※ 上記以外に必要な事項が発生した場所は協議を行うこと

〇〇市全域図

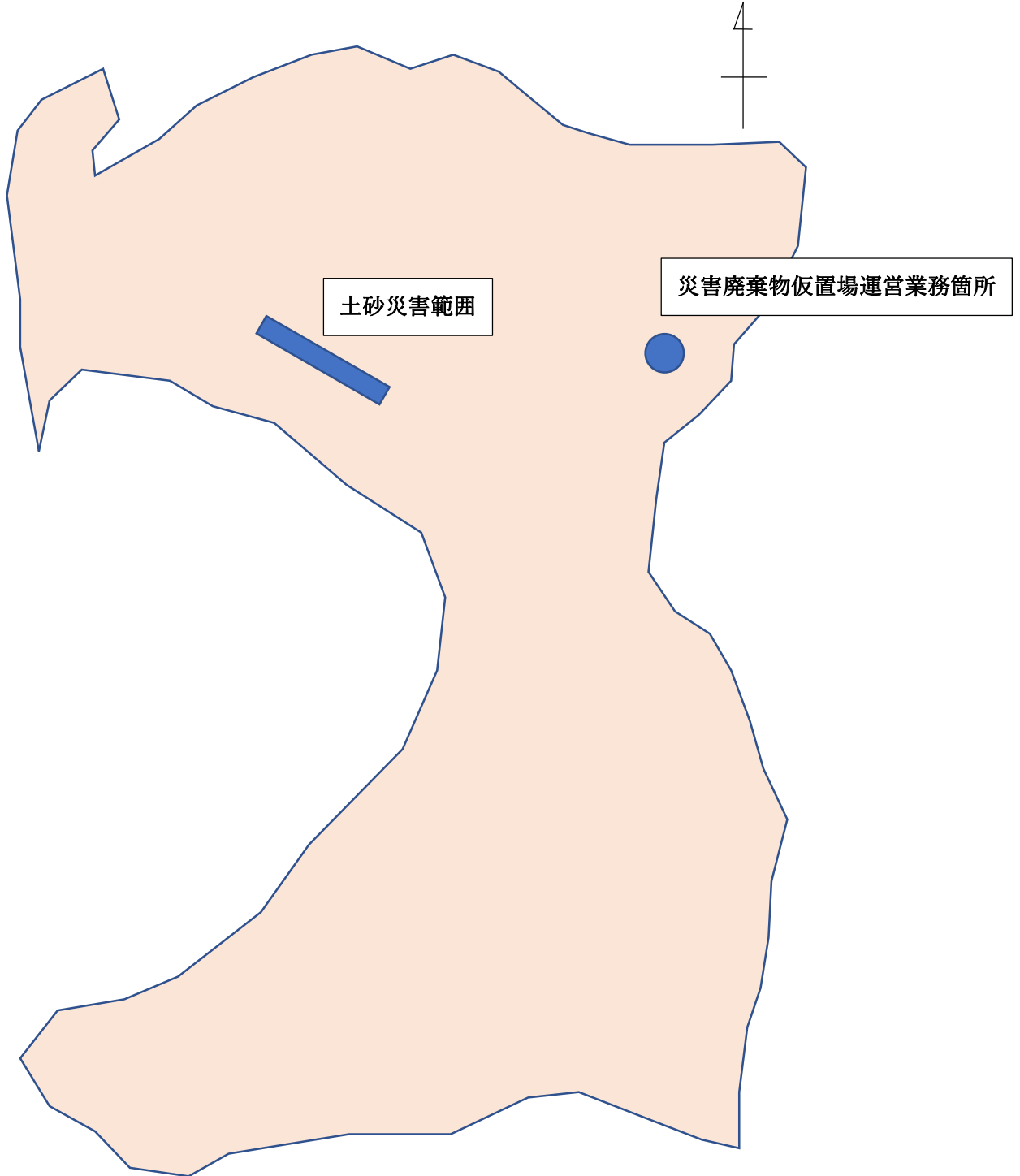


表 2 (事例2) No.2

年度			委 託 設 計 書		
調 査	改 算	設 計			
幹 線 名					
路 線 名 等					
施 工 位 置					
委 託 名		〇〇市 災害廃棄物仮置場管理運営業務委託			
委 託 費		金 円也			
委 託 概 要		<p>災害廃棄物受人・分別作業 N=1</p> <p>本業務は、土砂災害に係る災害廃棄物処理事業の内、仮置場における災害廃棄物の受人・分別作業を行うものである。</p>			

令和 年度

委 託 設 計 書

調 査	改 算	設 計

幹 線 名
路 線 名 等

施 工 位 置

委 託 名

〇〇市 災害廃棄物仮置場管理運営業務委託

委 託 費

金

円也

委 託 概 要

災害廃棄物受人・分別作業 N=1

本業務は、土砂災害に係る災害廃棄物処理事業の内、仮置場における災害廃棄物の受人・分別作業を行うものである。

委 託 年 度	年度
委 託 名	〇〇市災害廃棄物仮置場管理運営業務委託
変 更 回 数	
諸 経 費 区 分	
工 種 区 分	諸経費一律
単 価 適 用 年 月 日	
単 価 地 区	
機 損 適 用 年 月 日	
歩 掛 適 用 年 月 日	
備 考	

総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務費						
業務委託料	1	式				
諸経費 一律01	1	式				
合計	1	式				

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
諸経費一律01						
直接業務費	1	式				
業務従事者	1	式				
重機及び車両	1	式			明 1 号	
重機回送費	1	式			明 2 号	
その他機材費	1	式			明 3 号	
業務価格	1	式			明 4 号	
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				

【 第 1 号 明細書 】

業務従事者

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
総括責任者						
重機オペレーター	〇〇	人				
運転手	〇〇	人				
分別作業員	〇〇	人				
警備員	〇〇	人				
計	〇〇	人				

【 第 2 号 明細書 】

重機及び車両

1 式 当 り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
バックホウ 0.1m ³ , フォーク付	〇〇	日				
バックホウ 0.25m ³ , ロータリーフォーク付	〇〇	日				
バックホウ 0.45m ³ , ロータリーフォーク付	〇〇	日				
バックホウ 0.45m ³ , 小割破碎機付	〇〇	日				
バックホウ 0.70m ³ , ロータリーフォーク付	〇〇	日				
ホイールローダ	〇〇	日				
10tダンプ	〇〇	日				
アームロール 10t	〇〇	日				
アームロール 7t	〇〇	日				

【 第 2 号 明細書 】

(続 き)

重機及び車両

1 式 当 り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
アームロール 4t	〇〇	日				
アームロール 2t	〇〇	日				
塵芥車 6t	〇〇	日				
散水車 4t	〇〇	日				
計						

【 第 3 号 明細書 】

重機回送費

1 式 当 り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
トレーラー回送費	〇〇	回				
セルフローダー回送費	〇〇	回				
計						

【 第 4 号 明細書 】

その他機材費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
破砕機 5t未満, 二軸	〇〇	日				
ベルトコンベヤ	〇〇	日				
発電機 150KV	〇〇	日				
発電機 2.8kW	〇〇	日				
コンテナハウス 2坪, エアコン付	〇〇	日				
コンテナハウス 3坪, エアコン付	〇〇	日				
倉庫 1坪, シャッター付	〇〇	日				
仮設トイレ 和式, フットポンプ式	〇〇	日				
門扉	〇〇	日				

【 第 4 号 明細書 】

(続 き)

その他機材費

1 式 当 り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
鉄板 5×10	〇〇	枚				
鉄板 5×20	〇〇	枚				
計						

業務委託契約書

- 1 業務委託名 ○○市災害廃棄物仮置場管理運営業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 委託箇所
- 4 委託期間 着手
完了
- 5 業務委託料 別紙「業務委託単価一覧表」のとおり
- 6 業務委託料の支払
前払金額 ¥ なし ー
部分払回数 12 回以内
- 7 契約保証金 免除とする

上記の委託業務について、委託者 _____ と受託者 _____ とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

年 月 日

委託者 住 所
商号又は名称
氏 名

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名

業務単価一覧表

災害廃棄物仮置場管理運営単価

業務従事者(※1)

No.	項目	単価	単位	備考
1	統括責任者	〇〇 円	日	1人1日当り単価
2	重機オペレーター	〇〇 円	日	
3	運転手	〇〇 円	日	
4	分別作業員	〇〇 円	日	
5	交通誘導員	〇〇 円	日	

(※1)単価には交通費を含む

重機・車両(※2)

No.	項目	単価	単位	備考
1	バックホウ(0.10m ³)フォーク付(※3)	〇〇 円	日	1台1日当り単価
2	バックホウ(0.25m ³)ロータリーフォーク付(※3)	〇〇 円	日	
3	バックホウ(0.45m ³)ロータリーフォーク付(※3)	〇〇 円	日	
4	バックホウ(0.45m ³)破砕機付(※3)	〇〇〇 円	日	
5	バックホウ(0.70m ³)ロータリーフォーク付(※3)	〇〇 円	日	
6	ホイールローダ	〇〇 円	日	
7	10tダンプ(運転手含む)	〇〇 円	日	
8	アームロール10t(運転手含む)	〇〇 円	日	
9	アームロール7t	〇〇 円	日	
10	アームロール4t	〇〇 円	日	
11	アームロール2t	〇〇 円	日	
12	塵芥車6t	〇〇 円	日	
13	散水車4t	〇〇 円	日	

(※2)単価には燃料費を含む

(※3)バックホウの単価には、バックホウに装着する特殊アタッチメントに要する費用及び補償料等を含む

重機回送費(※4)

No.	項目	単価	単位	備考
1	トレーラー回送費	〇〇 円	回	1回当り単価
2	セルフローダー回送費	〇〇 円	回	

(※4)単価には、燃料費を含む

その他(※5)

No.	項目	単価	単位	備考
1	破砕機(5t/日未満)	〇〇 円	日	1日1台当り単価
2	ベルトコンベアー	〇〇 円	日	
3	発電機(150KV)	〇〇 円	日	
4	発電機(2.8kW)	〇〇〇 円	日	
5	現場事務所(2坪)	〇〇 円	日	
6	作業員控室(3坪)	〇〇 円	日	
7	倉庫	〇〇 円	日	
8	仮設トイレ	〇〇 円	日	
9	門扉	〇〇 円	日	1日1枚当り単価
10	鉄板(5×10)	〇〇 円	枚	
11	鉄板(5×20)	〇〇 円	枚	

(※5)単価には、維持管理費を含む